

事案書（■経営会議 □調整会議）

開催日：平成26年 5月29日（木）

担当課：こども部 こども施策推進準備室

件 名： 大和市保育の実施に関する条例の改正等について	
提出理由：子ども・子育て支援新制度の実施に向け、子どもの保育の必要性等を認定する基準を条例に定める必要があることから、保育の実施に関する条例の改正等を行うにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景 - 平成24年8月に成立し公布された、子ども・子育て関連3法に基づいて、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）が平成27年4月1日から実施される。 - 新制度では、就学前の子どもに教育・保育を提供する施設として、これまでの幼稚園や保育所等に加え、新たに地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）が創設される。 - 市町村は、保育の必要があると判断した就学前の子どもに、保育所や地域型保育事業等で保育を提供する。また、保育の必要がないと判断した3歳以上の子どもには保護者の希望により、幼稚園等で教育を提供する。 - 教育や保育を提供するにあたり、市町村は子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条、第20条に基づき内閣府令で示される基準を踏まえ、各子どもの保育の必要性やその程度を判定する基準を定めなければならない。 - 平成27年4月以降の教育・保育の提供に向けては、保護者が幼稚園の入園申し込みを開始する平成26年10月までに、関係例規を定める必要がある。 2. 条例改正における基本的な考え方 - 国の子ども・子育て会議の資料より、基準として定める事項は明示されているが、内閣府令が公布されていないため、個々の基準を定めるべき例規の種別については、現段階では明確にできない。 - しかしながら、法第87条に基づく罰則規定を設けるには、条例に定める必要があるため、「保育の実施に関する条例」の改正が必要となっている。 - 内閣府令の公布後、内容を確認し、条例に定めることが適切なものは条例に、その他は規則や要綱等に定めていく。	3. 条例及び規則等に規定する内容 (1) 保育の必要性の事由（現行規定の改正） 求職活動、就学、虐待やDVの恐れがある場合、育児休業明けを新たに追加 (2) 優先利用を認める基準（新規） ひとり親家庭、生活保護世帯の場合等に優先して保育を利用できること等 (3) 保育必要量の認定区分（新規） ア) 保育標準時間 11 時間/日 イ) 保育短時間 8 時間/日 - 保護者の1週間当たりの就労が30時間に達しているかを目安に、保育の利用可能時間を区分する。 (4) 保育短時間の下限時間（新規） 月 64 時間 - 保育短時間の提供を受けるために必要な保護者の就労時間等については、月 48 時間（週 4 日/1 日 3 時間）～月 64 時間（週 4 日/1 日 4 時間）の間で市町村が定めるとされている。 - 本市の現行の下限時間は月 80 時間（週 4 日/1 日 5 時間）であるが、既に実施したニーズ調査の結果、就労している母親は、「週 4 日以上」、「1 日 4 時間以上」と回答した者が 80% を上回ることから、下限時間は月 64 時間とする。 (5) 罰則（新規） - 保護者等が虚偽の申請等をした場合、支給認定証を返還しない場合に 10 万円以下の過料とする。 【罰則を規定する理由】 就学前の子どもへの保育を確実に提供するためには虚偽申請等を防止し、支給認定事務の適正化を図ることが重要であるため。 4. 県内他市の状況（平成26年4月現在） - 保育短時間の下限が 64 時間：13 市 - 上記以外：5 市
経 過 H24. 8 子ども・子育て関連3法 公布 H25. 4 子ども・子育て会議（国）設置 H26. 1 第11回子ども・子育て会議において保育の認定内容が提示される	今後の予定 H26. 7 市民意見公募手続の実施 H26. 9 議案上程 H26.10 支給認定申請書の配布開始 H27. 4 条例施行